

*** 定期業務 ***

2019年(平成31年)4月15日改定

給与計算

月末従業員数	業務内容	報酬（税別）
1人～19人	給与計算+口頭による労務相談（労務顧問）。労務顧問のみの報酬は右記の50%となります。	2,000円/人
20人～29人		50,000円
30人～39人		70,000円
40人～49人		90,000円
50人以上		ご相談

労働保険の年度更新

被保険者数	業務内容	報酬（税別）
1人～9人	労働保険に加入後、年度ごとに保険料を納付するため、毎年6月1日～7月10日までの間に手続きします。	20,000円
10人～19人		30,000円
20人～29人		40,000円
30人～39人		50,000円
40人～49人		60,000円
50人以上		ご相談

社会保険の算定基礎届

被保険者数	業務内容	報酬（税別）
1人～9人	社会保険に加入した後、9月から翌年8月までの社会保険料算定のため、毎年7月1日～10日の間に手続きします。	20,000円
10人～19人		30,000円
20人～29人		40,000円
30人～39人		50,000円
40人～49人		60,000円
50人以上		ご相談

労働保険（労災雇用保険）の新規適用・適用廃止

被保険者数	業務内容	報酬（税別）
1人～4人	法人は雇用したら従業員数に関わらず労働保険に強制加入です。	30,000円
5人～9人		40,000円
10人～19人		50,000円
20人以上		1,000円加算/人

社会保険の新規適用・適用廃止

被保険者数	業務内容	報酬（税別）
1人～4人	法人は設立したら従業員数に関わらず社会保険に強制加入です。	30,000円
5人～9人		40,000円
10人～19人		50,000円
20人以上		1,000円加算/人